

○ 高等学校から中学校に異動（教育職本給表(B)適用から教育職本給表(C)適用への異動）する場合の給与等について）

平30. ○. ○人事部

1 本給表異動の基本的な考え方

- 附属学校教員に適用する本給表は、次のとおり。  
 教育職(B)：高等学校の教頭、教諭及び養護教諭、並びに高等学校の教科を担当する中学校の教諭  
 教育職(C)：幼稚園、小学校又は中学校の教頭、教諭、養護教諭又は栄養教諭
- 異動後は、異動後の職務内容に応じた本給表を適用する。
- 異動時に受ける号俸については、同じ学校園で働く教員との均衡を図るため、採用時から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したのものとして再計算を行い決定する。
- この場合、教育職(B)と教育職(C)は本給表の構造が異なることから、異動時に教育職(C)で再計算した号俸の額が、異動直前の教育職(B)の適用を受けていた号俸の額に達しない場合がある。

2 平成30年4月以降の給与

- 上記1のとおり再計算を行い、再計算した号俸の額が異動の日の前日に受けていた号俸の額に達しない場合には、次のいずれか有利な方法により、異動後の号俸の額を決定する。

(特例措置)

- 異動直前に受けていた教育職(B)の号俸の額と同じ額の号俸が、教育職(C)にある場合には、当該同じ額の号俸とする。
- 異動直前に受けていた教育職(B)の号俸の額と同じ額の号俸が、教育職(C)にない場合には、直近下位の額の号俸（異動直前に受けていた号俸の額が教育職(C)の最高号俸の額を上回る場合は最高号俸）とする。

この場合、異動日から1年間（昇給等により異動前の号俸の額と同額以上となる場合は昇給等の日の前日までの間）に限り、異動直前に受けていた号俸の額と異動後の号俸の額の差額を、異動後の号俸の額に加算して支給する。

3 年齢別の異動後5年間の給与総額の比較

(給与モデルの設定条件)

- 本給月額（特例措置を含む）、教職調整額、特別調整手当、附属学校教員特別手当、期末手当、勤勉手当を比較
- 特別調整手当は、異動前後とも支給割合は広島市以外の3%を適用
- 昇給は良好（55歳未満は4号俸昇給、55歳以上は昇給なし）
- 各設定条件は平成30年4月1日現在の内容

(概要) ※詳細は別紙を参照

異動時の年齢	教育職(B)①	教育職(C)②	①と②の差
36歳	30,532,579円	30,512,286円	△20,293円
41歳	33,997,876円	33,694,672円	△303,204円
46歳	36,358,771円	36,049,422円	△309,349円
51歳	37,903,298円	37,822,876円	△80,422円
56歳	38,418,785円	37,944,417円	△474,368円

#### 4 退職手当

##### <計算方法>

退職手当の基本額（退職日の基本給月額×退職理由別・勤続年数別支給率×調整率）＋ 調整額

- ・ 退職手当は、退職日における本給月額により算出するため、教育職(B)から教育職(C)に異動したとしても、その後、教育職(B)に異動する際に、異動前から教育職(B)が適用されたとして再計算を行うため、そのまま教育職(B)で退職することとなれば、不利にはならない。

##### 【参考：差額保障期間中に退職した場合】

- ・ 退職手当の計算において、異動により本給月額が下回った場合には、その異動直前の本給月額を基本に計算する特例措置が講じられる。

(例：41歳時の4月に異動し、8月31日付けで自己都合退職（在職年数18年5月）する場合)

※ 号俸、在職年数については、大学4卒後、4月に採用した場合を想定。

異動直前： 教育職(B) 2級72号俸 (354,300円)

異動直後： 教育職(C) 2級85号俸 (353,600円) 差額 700円支給。合計354,300円

試算①：教育職(C) 2級85号俸 (353,600円)を基礎として計算（在職年数18年5月）  
6,274,537 円

試算②：本給月額が教育職(B) 2級72号俸 (354,300円) から教育職(C) 2級85号俸 (353,600円) に変更される直前の平30.3.31の本給月額 (354,300円) を基礎として計算（在職年数18年）  
6,285,670 円

- ・ 上記の結果 試算① < 試算②であるため、  
試算②の 6,285,670 円を支給することとなる。(特例措置)
- ・ なお、仮に上記の例で4月の異動がなく、同年8月31日付けで自己都合退職した場合は、教育職(B) 2級72号俸 (354,300円) を基礎に計算（在職年数18年5月）することとなり、その額は6,285,670 円となる。  
この額は、教育職(B)から教育職(C)に異動した場合に特例措置による計算をした場合（上記試算②）と比較すると、同額である。
- ・ ただし、この例は、在職年数の計算において18年5月の場合は、18年で計算するため、退職手当額は同額となっているが、異動時から1年以上経過して、教育職(C)のまま退職した場合には、異動時点での在職年数と、退職時点での在職年数が異なる場合があり、その場合には教育職(B)に在職し続けているより低い手当額となる可能性がある。